

奈良県告示第二百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十五年一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

社 ナラック ス株式会 社	○	奈良市三条大 路二―一―一	合同会社	株式会社	指定訪問看護事業者等又 は居宅介護事業者若しく は居宅介護支援事業者
			アイク	株式会社 まつもと	
店 大和郡山	gomi bina ―一	リハビリ デイサー ―一	アイク介	デイサー	訪問看護ステーション等 又は居宅介護事業所若し くは居宅介護支援事業所
			護センタ	ビスリハ ブリ館よ ろこび（ 大職冠店	
		大和郡山市小 泉町東二―九	檀原市中曾司	大和郡山市冠 山町六四四―	居宅サービスの 種類
		通所介護及び介 護予防通所介護	訪問介護及び介 護予防訪問介護	通所介護及び介 護予防通所介護	
		平成二十四 年十月一日	平成二十五 年一月一日	平成二十五 年一月一日	指定年月日

株式会社 ヘルスケ アグルー プ	e care fre	合同会社 高市郡高取町 丹生谷一八三 三一	有 限 会 社 大和ケア ーサービ ス	株式会社 セフティ ライフ	社会福祉 法人功有 会
堺市堺区山本 町一〇一 一五三	高市郡高取町 丹生谷一八三 三一	北葛城郡河合 町泉台三一八 一四	北葛城郡河合 町泉台三一八 一四	北葛城郡広陵 町馬見南四一 一一	北葛城郡広陵 町三吉一六九
利楽デイ サービス 御所	居宅介護 支援事業 所けあ ふりい	グループ ホームこ こから河 合町和・ 泉	グループ ホームこ こから河 合町和・ 泉	エリシオ ン介護ス テーショ ン	大和園こ おりやま デイサー ビスセン ター
御所市神宮町 一三二八	高市郡高取町 丹生谷一八三 三一	北葛城郡河合 町泉台三一八 一四	北葛城郡河合 町泉台三一八 一四	宇陀市菟田野 古市場一三八 〇一	大和郡山市北 郡山町二〇五 一四
通所介護	居宅介護支援事 業	認知症対応型共 同生活介護	認知症対応型共 同生活介護	訪問入浴介護及 び介護予防訪問 入浴介護	通所介護及び介 護予防通所介護
平成二十四 年十月一日	平成二十五 年一月一日	平成二十五 年一月一日	平成二十五 年一月一日	平成二十四 年十二月一 日	平成二十四 年十二月一 日